



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*69 和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則 (河川課) 1

規 則

和歌山県規則第69号

和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則を次のように定める。

令和6年7月5日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）及び和歌山県特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例（令和6年和歌山県条例第56号）に定めるもののほか、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(計画説明書)

第2条 省令第16条第2項の計画説明書の様式は、別記様式第1号による雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書のとおりとする。

2 前項の雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書には、雨水浸透阻害行為（法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）に関する工事及び対策工事（法第31条第1項第3号に規定する対策工事をいう。以下同じ。）の工事工程表を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為協議書の添付図書)

第3条 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(雨水浸透阻害行為の許可の変更の申請等)

第4条 法第37条第2項の申請書の様式は、別記様式第2号による雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書のとおりとする。

2 法第37条第3項の規定による届出は、別記様式第3号による雨水浸透阻害行為変更届出書を提出することにより行わなければならない。

3 法第37条第4項において準用する法第35条の協議は、別記様式第2号による雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書を提出することにより行わなければならない。

4 第1項及び前項の雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち法第31条第1項各号に掲げる事項の変更（法第37条第1項ただし書に該当するものを除く。）に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

5 省令第18条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する図書について準用する。

(雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出)

第5条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、

速やかに、その旨を記載した別記様式第4号による雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書により、知事に届け出なければならない。

(工程の終了の報告)

第6条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の3日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

(1) 地下構造を有する雨水貯留浸透施設（法第2条第6項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。以下同じ。）の設置

(2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

(雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書)

第7条 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の1以上のものに限る。）

(2) 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺500分の1以上のものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書の添付図書)

第8条 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

(2) 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の1以上のものに限る。）

(検査済証の交付)

第9条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該検査に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めるときは、別記様式第5号による雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を法第30条の許可を受けた者に交付する。

(標識の様式)

第10条 次の各号に掲げる標識は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 法第38条第3項に規定する標識 別記様式第6号

(2) 法第41条第3項に規定する標識 別記様式第7号

(3) 法第45条第1項に規定する標識 別記様式第8号

(4) 法第54条第1項に規定する標識 別記様式第9号

(5) 法第73条第3項に規定する標識 別記様式第10号

(立入検査員証明書)

第11条 法第42条第2項及び第74条第2項に規定する証明書は別記様式第11号による立入検査員証明書とし、法第77条第5項において準用する法第74条第2項に規定する証明書は別記様式第12号による立入検査員証明書とする。

(書類の提出部数)

第12条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及びその写し1部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書												
設 計 者 (法人の場合 は、主たる事務所の 所在地、名称及び代表 者の氏名)	住所	郵便番号		電話番号								
	氏名											
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称												
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針												
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計			
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
行為区域 (対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。)内の土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛行場 (法面無)	飛行場 (法面有)		
	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)		
	舗装された土地 (法面を除く。)	舗装された土地 (法面に限る。)	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山 地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合 計			
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(㎡)			
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数				行為後の流出係数							
	行為前の流出雨水量				(m ³ /秒)				行為後の流出雨水量			
					(m ³ /秒)							
	雨水貯留浸透施設の計画				名 称		容量又は規模及び構造		管理者 (帰属先)			
そ の 他												

注 1 その他の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者 (帰属先) 等を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第2号 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更許可申請 (協議) 書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 (協議者) 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定により、雨水
浸透阻害行為 第37条第4項において準用する同法第35条
の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請
について協議が成立した 事項の変更について 協議 します。

変更に係る事項	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	(㎡)
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
変 更 の 理 由		
雨水浸透阻害行為の許可番号		年 月 日 第 号
工伴 工事の 計画の 変更の 変更の 事項に	1 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3 対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4 対策工事の完了予定年月日	年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項		
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可番号		年 月 日 第 号

- 注 1 変更に係る事項の欄及び工事の計画の変更に伴い変更する事項の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 その他必要な事項の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第3号 (第4条関係)

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の 許 可 番 号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日	
	変更前	年 月 日	
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第4号 (第5条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

和歌山県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事 (許可番号 年 月 日 第 号) について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手 (予定) 年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 (電話番号)
	現場管理者の氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第5号 (第9条関係)

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事



次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明します。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
許可を受けた者（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第6号 (第10条関係)

← 90 センチメートル →	
雨水貯留浸透施設	
和歌山県	
<p>施設の名称</p> <p>検査済証番号</p> <p>施設の容量又は規模及び構造の概要</p> <p>和歌山県知事の許可を要する行為</p> <p>施設の管理者及び連絡先</p> <p>標識の設置者及び連絡先</p>	
<p>○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る 工事により設置されたものです。</p>	
↑ 70 センチ メートル ↓	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

別記様式第7号 (第10条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(雨水浸透阻害行為に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日付け
で を命じた。

年 月 日

和歌山県知事



別記様式第8号 (第10条関係)

← 90 センチメートル →	
保 全 調 整 池	
和 歌 山 県	
<p>名称</p> <p>指定番号</p> <p>容量及び構造の概要</p> <p>和歌山県知事への届出を要する行為</p> <p>保全調整池の管理者及び連絡先</p> <p>標識の設置者及び連絡先</p>	
<p>○ この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定により指定されたものです。</p>	
↑ 70 センチメートル ↓	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

別記様式第9号 (第10条関係)

← 90 センチメートル →	
貯 留 機 能 保 全 区 域 和 歌 山 県	
名称 指定番号 位置 貯留機能保全区域の管理者及び連絡先 標識の設置者及び連絡先	↑ 70 セ ン チ メ ー ト ル ↓
<p>○ この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定により指定されたものです。</p>	

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

別記様式第10号 (第10条関係)

特定都市河川浸水被害対策法による命令
(浸水被害防止区域に関するもの) の公示

命令を受けた者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

特定都市河川浸水被害対策法第73条第1項の規定により、 年 月 日付け
で を命じた。

年 月 日

和歌山県知事



別記様式第11号 (第11条関係)

(表面)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">立 入 検 査 員 証 明 書</p> <p style="margin: 5px 0;">所 属</p> <p style="margin: 5px 0;">職 名</p> <p style="margin: 5px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項及び第74条第1項の規定により立入検査をすることができる者であることを証明する。</p> <p style="margin: 10px 0;">交付年月日 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: center;">和歌山県知事 印</p>	<p style="font-size: 18px;">6 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p style="font-size: 18px;">8 センチメートル</p>	

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)

(立入検査)

第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地 (対策工事に係る建築物等を含む。) に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記様式第12号 (第11条関係)

(表面)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">立 入 検 査 員 証 明 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">上 記 の 者 は、 特 定 都 市 河 川 浸 水 被 害 対 策 法 第 77 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 を す る こ と が で き る 者 で あ る こ と を 証 明 す る。</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">交 付 年 月 日 年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">和 歌 山 県 知 事 印</p>	<p style="font-size: 24px; margin: 0;">6 セ ン チ メ ー ト ル</p>
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">8 センチメートル</p>	

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)

(立入検査)

第74条 (略)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項 (同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の規定又は第44条第1項の規定による保全調整池の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2~4 (略)

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6~10 (略)